○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成 25 年３月 27 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、消費者及び食品安全担当大臣、衆議院議長、参議院議長 【件　　　名】ＴＰＰ(環太平洋連携協定)への参加を行わないよう求める意見書 安倍首相は，米国オバマ大統領との会談を踏まえて，ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉参加に踏み出す意向を示しました。発表されたＴＰＰに関する「日米の共同声明」は，「全ての物品が交渉の対象とされる」とし，すでにＴＰＰ交渉参加国で合意された「『ＴＰＰの輪郭（アウトライン)』の達成を確認する」としています。そのアウトラインは関税と非関税障壁の撤廃が原則であることを明記しています。 安倍首相は，「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」として，国民を欺きＴＰＰ交渉参加に踏み出そうとしていますが，農業や医療，食の安全をはじめ，広範な分野で地域経済と国民生活に深刻な打撃となるＴＰＰの推進は絶対に許されるものではありません。また，被災地の復興の足かせとなり，地方経済にも大打撃を与えるＴＰＰ参加は認めるわけにはいきません。 よって，国においては，ＴＰＰ(環太平洋連携協定)参加を行わないよう強く求めます。 以上，地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

<table>
<tr><th>市町村議会名</th><th>意見書の内容</th></tr>
<tr><td>盛　岡　市</td><td>【議決年月日】平成 25 年３月 27 日
【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、厚生労働大臣、復興大臣、衆議院議長、参議院議長
【件　　　名】東日本大震災による被災者に対する医療・介護の災害減免の国の財政支援の復活を求める意見書

東日本大震災から２年が経過した中，被災者の実情は様々ですが，働いている人も含め今もなお，多くの被災者が生活再建の見通しが立たず将来に不安を抱えています。２年にも及ぶ避難生活により，被災者は心身の疲労が蓄積し，体調不良を訴えたり，持病が悪化する方も多く，介護が必要となる要介護認定者もふえています。
このような中，国民健康保険及び後期高齢者医療制度における一部負担金の免除並びに介護保険サービス利用者負担額の免除措置について，昨年９月 30 日をもって国による全額財政支援は打ち切られ，10 月以降は，国の支援が所要額の８割に削減され，残りは被災自治体の保険者の負担になっています。
被災者の生活はいまだ十分再建されたとは言い難い状況であり，10 月以降も各保険者の判断により多くの市町村で免除措置が継続されていますが，被災地の保険者の財政に大きな影響を与えています。
よって，国においては，以下の措置を講じるよう強く求めます。

１．国民健康保険及び後期高齢者医療制度における一部負担金の免除並びに介護保険サービス利用者負担額の免除措置について，国が全額財政負担を行うこと

以上，地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。</td></tr>
</table>

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成 25 年３月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 **【件　　　名】環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加に反対する意見書** ３月 15 日、安倍晋三首相は先の日米首脳会談で「聖域なき関税撤廃が前提ではないことが明確になった」として、ＴＰＰ交渉参加を正式表明した。 ＴＰＰは、物品の例外なき関税撤廃が前提となる協定であり、交渉参加を進めようとする政府の動きに対し、農業生産現場では極めて大きな不安を抱いている。 農林水産省の試算によると、ＴＰＰ交渉に参加し、農畜産物の関税を全面的に撤廃した場合、食料自給率は 40%から 14%へ低下、農業生産額は４兆１千億円程度が減少、雇用も 340 万人程度減少するとされており、わが国の農林水産業や地域経済は壊滅的な打撃を受けることになる。 さらに、非関税障壁の撤廃も交渉の対象とされており、医療、保険、公共工事等々の日本の制度が、アメリカ型の制度に変えられる危険性をもはらんでいる。「交渉に参加しながら守るべき国益は守る」とした考えは、ＴＰＰ交渉の厳しい側面を見ない一面的な見解である。 以上のことから、次の事項について要望する。 記 １　政府が進めようとしている環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）について、日本の「食」と「農」、そして「地域経済」を守る観点から、交渉参加は行わないこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 25 年３月 15 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣 **【件　　　名】地方固有の財源である地方交付税制度の堅持を求める意見書** 平成 25 年度地方財政対策については、通常収支分の地方交付税について、出口ベースで 17.1 兆円を確保することが決定された。 今回の決定においては、地方が強く訴えてきた一般財源総額確保の要請に応え、緊急防災・減災事業や地域の元気づくり事業の需要の積み上げが行われたこと、地方交付税の別枠加算が確保されたことなど、評価するものである。 しかしながら、緊急経済対策や大胆な「15 カ月予算」の円滑かつ迅速な実行により、国と地方が協働して地域経済の活性化に取り組もうとしている一方で、この 10 年あまりの国をはるかに上回る地方の行財政改革の努力を適切に評価することなく、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与の削減を求めるとともに、それを反映して地方交付税を削減したことは、財政力の弱い団体ほどその影響を大きく受けるものである。 また、「地域経済の再生なくして、日本経済の再生なし」との国と地方の共通認識からも、極めて問題である。 そもそも地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹に関わる問題である。ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行うべきでない。 よって、以下の事項について強く要望する。 記 １　国と地方の信頼関係を重視する立場から、地方との十分な協議を経ないまま、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方的に削減する今回のような措置を行わないこと。 ２　本来、給与は地方公務員法により個々の自治体の条例に基づき自主的に決定されるものであり、その自主性を侵さないこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 25 年３月 15 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣 **【件　　　名】「生活保護費基準の引き下げをしないこと」を求める意見書** 国は、現在、生活保護基準切り下げを含めた政府予算案を確定する作業を進めているが、生活保護基準の引き下げは、利用している人たちの暮らしをより一層大変にし、最低賃金や年金、就学援助など各種制度にも影響する。 国民生活の最低保障水準の土台をなす生活保護制度は、国が全額責任を持って保障すべきであり、生活保護基準の引き下げをしないことを要請する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 25 年３月 14 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣 **【件　　　名】国際リニアコライダーの東北地方への誘致を求める意見書** 国際リニアコライダー（ＩＬＣ）は、全長約 31～50 キロメートルに及ぶ線形の衝突加速器で電子と陽電子の衝突実験を行うものであり、宇宙の起源の解明ばかりでなく、応用分野である医療、生命科学、情報通信、エネルギー等における先端的な研究・開発の進展に寄与するものであります。 現在ＩＬＣ計画は、研究者間において基礎設計が終わり、更なる内容の検討を経て、建設候補地を抱える各国政府との協議に移る段階であり、わが国においては、東北地方の北上高地と北九州地方の脊振山地がその候補地として挙がっております。 東日本大震災により、甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島の各県においては、復旧・復興に向けて懸命な取り組みを続けていますが、この取り組みは、一つの県で完結するものではなく、東北地方さらには国の総力を結集する必要があるところであり、ＩＬＣを核とした国際科学研究圏域は、復興の原動力として、東北の地に形成すべきと考えるものであります。 上記の事情に鑑み、国におきましては、科学技術の進展における世界貢献を果たすためにＩＬＣの国家プロジェクト化を推進し、東日本大震災からの再生・復興支援及び、均衡ある国土の発展の見地から、東北地方への誘致に積極的に取り組まれるよう要望いたします。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 25 年３月 14 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣 **【件　　　名】電気料金の値上げへの緊急対策を求める意見書** 東北電力は、本年７月１日より、東日本大震災の設備被害、原発停止による火力燃料費の高騰により、一般家庭部門では平均 11.41%、企業部門では平均 17.74%の値上げ申請を行った。 さらに、料金の公平化を理由に被災者や被災企業への特例的措置を行わない内容である。 安価な発電として原子力発電を推進してきた結果、今回の重大な原発事故を招いた大きな責任は国にあることは、自明のとおりである。 その結果のつけを国民に転嫁する今回の値上げは承服できるものではない。 特にも、東日本大震災及びそれに伴う福島第１原発事故で大きく被災した当市を初めとする被災者及び被災地の復興を大きく阻害することになる。 加えて、沿岸及び当市で暮らす仮設住宅においては、冷暖房においては電気使用以外の選択肢がない。 また、被災地の事業者はこれからグループ補助金等を活用し、なりわいの再生を目指し、復興が緒についたばかりである。 この電力料金の値上げは、東北電力だけの自助努力では限界があることは理解できるが、国においては、企業への責任を転嫁するのではなく、被災者、被災地の生活に影響が生じないよう緊急の対策を講じるよう強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 25 年３月 14 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、復興大臣 **【件　　　名】復興支援等に資する幹線道路網の整備を求める意見書** 東日本大震災は、東北地方に甚大な被害をもたらしました。 当市は、隣接する陸前高田市や気仙沼市への後方支援を継続して行っており、復旧・復興に向け、東北の内陸各都市や関東など全国各地から、工事関係者等の支援車両が当市を経由し、被災地に向かっている。 さらに、平成 23 年６月に『平泉の文化遺産』が世界遺産に登録されたことにより観光客も増大しており、沿岸と内陸を結ぶ時間の短縮や大型車両の安全なルートの確立が急務である。 また、過去の岩手・内陸宮城地震や東日本大震災の経験から、県境を越えた防災連携の重要性は非常に高くなっており、災害時のインフラを確保するための緊急輸送道路として、災害に強い道路や橋梁の整備が重要である。 ついては、長期間に及ぶ被災地復興や観光振興による復興支援を進めていくため、また、地域医療と福祉を支え、災害からいのちを守る緊急輸送道路の機能を確保するため、沿岸被災地と後方支援都市を結ぶ『復興支援道路』とその関連道路、広域的なアクセス道路の早期整備が必要であることから、次の路線整備を行うよう強く求める。 記 １　国道 343 号新笹ノ田トンネルの事業化 ２　国道 284 号室根バイパスの事業促進 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 25 年３月 14 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣 **【件　　　名】在外邦人の安全対策を求める意見書** アルジェリアにおいて、イスラムテロ組織による人質事件が発生し、邦人 10 名を含む 39 名の方が犠牲になったと報道されている。 この事件の全容は、当局の厳重な情報管理のもと明らかになっていない。 また、国においては、検証委員会を立ち上げ、在外邦人の安全対策の検討を開始し、４月には有識者懇談会で法整備を含めた対策案をとりまとめする予定である。 10 名の犠牲となった邦人のなかには、当市の一関高専卒の株式会社日輝社員伊藤文博氏が含まれていた。 伊藤氏は同窓会創立 40 周年記念行事で講演を行うなど母校の人材育成に大きな貢献をされた。今後も当市の人材育成に大きな期待を寄せていたが、誠に残念でならない。 我が国は、海外において、多くの邦人が国際貢献や企業戦士として今後も活躍することが求められている。 このためには、危険な情報の収集力の向上や文民貢献を図るとともに、在外邦人の救出のための法律体系整備や組織の確立が急務である。 よって、ハード、ソフトの両面から在外邦人の安全対策を強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 25 年３月 14 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣 **【件　　　名】消費税増税の実施について慎重な対応を求める意見書** 消費税増税の実施の最終判断がこの秋にも決定されようとしている。 消費税増税関連法案では、増税の時期と税率を 2014 年４月に８％、その翌年の 10 月には 10%と定めている一方で、景気条項とも言える附則で、増税の実施に当たっては、経済状況を好転させることを条件とすることを明記されており、平成 23 年度から平成 32 年度までの経済成長率を実質で２%程度を目指し、総合的な施策と必要な措置を求めている。 加えて、同時に引き上げに当たっては、経済状況の判断を行うとともに、経済指標を確認し、施行の停止もできるとしている。 現在、我が国の経済は、為替差益が企業決算を好転させ日経平均株価などの経済指標は上向きの兆しを見せているものの、その効果は一部の企業と投資家に留まっているのが現状であり、好況感はあくまで円安によるものが大きく、本来的な業績回復には程遠いと言わざるを得ない。 地方経済や一般家庭においては、売上増や所得の増加が見込めないばかりか円安に伴う燃料費高騰や電力料金の値上げなどで経費の圧迫に苦しんでいる。 加えて、本市においては、東日本大震災及び福島第一原発事故で被災し、雇用や地域経済の先行きが見えず、経済的な懸念が深刻化している。 したがって、地方経済の状況、とりわけ被災地と被災者の経済状況の実態を正確に把握し、復興の足かせとならないよう消費税増税の実施について慎重な対応を強く求める。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 25 年３月 14 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、復興大臣 **【件　　　名】中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の来年度以降の事業継続と制度の大幅な拡充等を求める意見書** 被災した事業者の本格的な事業再開と地域の雇用回復を促進するため、来年度以降の事業の継続や要件緩和等について実現するよう強く要望する。 理由 東日本大震災津波からの復興を進める上で、被災した事業者の一日も早い復旧・復興と被災者の雇用確保が喫緊の課題となっている。 国では、地域の中核となる事業所の復旧・復興を後押しするため、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」を創設し、当市からもこれまで７グループ、25 事業者に対する事業採択の決定をみたところである。 また、先般の国の緊急経済対策による予算措置を受けて、本県では第６次の公募が行われたが、来年度からは、津波浸水地域で特に復興が遅れている地域において新規に着工する施設及び設備の復旧整備事業を対象とする方向とされている。 しかし、この補助事業の要件は、経済・雇用規模が大きく、県の経済・雇用への貢献度が高いこと等とされ、小規模事業者は採択され難い状況にあったため、復旧事業そのものに着手できていない企業も少なくなく、事業の再建には相当な時間を要することが予想される。 よって、国においては、本補助事業を必要とする事業者がいまだ数多く存在することを十分に踏まえ、被災した事業者の本格的な事業再開と地域の雇用回復を促進するため、以下の事項について実現するよう強く要望する。 １　内陸部にあっても大震災被害及び福島第１原発事故で大きな影響があり、復興が緒についたところであり、次年度以降も本事業を継続すること ２　グループ補助の対象とならない零細な小規模事業者の本格的な事業再開を支援するために必要な財源を地方公共団体に措置すること 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 25 年３月 14 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣 **【件　　　名】原油高騰への緊急対策を求める意見書** 　原油価格の高騰による国民生活に及ぼす影響を最小限にするため、緊急の対策を講じるよう強く要望する。 　理由 　経済産業省資源エネルギー庁が２月 25 日に発表した石油製品価格調査によると、レギュラーガソリンは 12 週連続で高騰し、全国平均小売価格は１リットルあたり 156 円 20 銭、灯油は 13 週連続で値上がりし、18 リットルあたり、店頭価格で 1,826 円となっている。 　レギュラーガソリンが 12 週連続で値上がりするのは２年ぶりである。 　この原因は、世界経済の回復期待から、高止まりしていた原油価格がさらに上がる傾向にあることに加え、このところの円安で石油元売り各社の輸入費用が膨らんでいることが要因である。 　この原油価格の高騰の影響は、製造業、運輸業や農林水産業など全ての生産活動に加え、生活の必需品である灯油の高騰で、安全安心な市民活動に及んでいる。 　よって、国においては、原油価格の高騰による我が国経済や国民生活に及ぼす影響を最小限とするため、下記の措置を緊急に講じるよう強く要望する。 記 　１　生活弱者対策について総合的な対策を講じること 　２　石油製品の安定供給の確保について対策を講じること。特にも、不透明な価格設定が行われないよう石油元売り各社への調査・監視・指導を強化すること 　３　農林水産業への影響を緩和するため、燃油価格の低減化措置を強化すること 　４　製造業や運輸業界への影響を緩和するため、中小企業向け貸付金について、返済期間の延長や利子軽減減免などの措置を金融機関に要請すること 　以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
一　関　市	【議決年月日】平成 25 年３月 14 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣 【件　　　名】ＴＰＰ交渉参加に関する意見書 　先の日米首脳会談を受けて、全国的にＴＰＰ交渉参加に対して慎重な対応を求める声が多く上がっている。そのため、政府は交渉参加をするかどうか判断するに当たり、地方議会における議論や地域の声を真摯に受け止めるべきである。その際政府は、守り抜くべき国益を認識し、その上で仮に交渉参加の判断を行う場合は、それらの国益をどう守っていくのか、明確な方針を示すべきである。 　よって、ＴＰＰ協定交渉について拙速な判断を行わないなど、慎重に対応し、下記の守るべき国益を断固として守るよう強く求める。 記 １　農林水産品における関税 　コメ、麦、牛肉、乳製品、砂糖等の農林水産物の重要品目が、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象となること ２　自動車等の安全基準、環境基準、数値目標等 　自動車における排ガス規制、安全基準認証、税制、軽自動車優遇等の我が国固有の安全基準、環境基準を損なわないこと及び自由貿易の理念に反する工業製品の数値目標は受け入れないこと ３　国民皆保険、公的薬価制度 　公的な医薬給付範囲を維持すること。医療機関経営への営利企業参入、混合医療の全面解禁を許さないこと。公的薬価算定の仕組みを改悪しないこと ４　食の安全安心の基準 　残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組み換え食品の表示義務、輸入原材料の原産地表示，ＢＳＥ基準等において、食の安全安心が損なわれないこと ５　ＩＳＤ条項 　国や地方の主権を損なうようなＩＳＤ条項は合意しないこと ６　政府調達・金融サービス業 　政府調達及び、かんぽ、郵貯、共済等の金融サービス等のあり方については我が国の特性を踏まえること。 　以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】平成 25 年３月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、復興大臣 **【件　　　名】震災復興特別交付税の継続、復興交付金の運用柔軟化等、復興を実現するための地域の実状に応じた支援を求める意見書** 東日本大震災により被災した地方自治体においては、国の震災復興特別交付税や東日本大震災復興交付金により、流出した公共施設を復旧し、また、新たなまちづくりのための基盤を整備するなど、その復興に取り組んでいます。 復興に向けた事業等の実施にあっては、その被害が甚大であることから長期化が見込まれ、また、単なる施設の復旧ではない新たなまちづくりが求められていることから、国においては、被災自治体の実状に合わせ、下記事項の支援策を講じるよう強く求めます。 記 １　被災した公共施設の整備に対する地方負担を軽減するため、震災復興特別交付税の交付については、長期にわたって継続すること。 ２　新たなまちづくりと合わせた復興支援・生活関連道路については、効果促進事業の運用を柔軟化するなど、復興交付金の対象とすること。 ３　ＪＲ大船渡線の鉄路による早期全線復旧のため、鉄道事業者（東日本旅客鉄道株式会社）に対して、必要な指導、助言を行うとともに、必要な場合、国において新たな財政支援を行うこと。 ４　公共残土処理費用に係る財源負担について、自治体の負担を軽減すること。 ５　土地区画整理事業において、既存の地下埋設物の撤去費用について、自治体負担が生じないよう財政支援を行うこと。 ６　被害が大きい市町村においては、被災事業者が事業を再開するまでに相当の期間を要することから、被災事業者が中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を公平に利用できるよう制度を継続すること。 ７　被災事業者が事業を再開し、また、本設事業所において、事業を再開するために必要な支援の財源として取崩し型復興基金（東日本大震災復興基金）の追加的な財源措置を行うこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】平成 25 年３月 21 日 【提　出　先】岩手県知事 **【件　　　名】県立高田病院の充実を求める意見書** 東日本大震災により、陸前高田市においては約１，８００人もの方々が犠牲になり、多くの市民が自宅や財産を失いました。被災した市民の心の傷は癒えず、今なお仮設住宅など不自由な生活を余儀なくされています。 震災前の本市の地域医療は、県立高田病院が中核となり、医療と福祉の連携など全国に誇れる取組が進められてきました。また、高田病院自身も、医療体制の拡充や訪問診療の実施などの努力が実り、長年赤字だった経営は大幅に改善され、市民からも大きな信頼と期待が寄せられていました。そうした中で、平成２３年度には７０床から８０床に増床されることとなり、そのための工事の準備も進められていました。 本市では、東日本大震災により２人の開業医が亡くなり、４つの診療所が廃業しました。そうした状況のもとで、市民の生命と健康を守るため、また、本市の復興を進めるうえで県立高田病院の充実は不可欠となっています。 ところが、１月２０日に開催された県立高田病院の整備に係る住民意見交換会の場で、県医療局が示した再建案は、震災による人口減少や高齢化率等を理由に、震災前を下回る５０床程度にするというものでした。 今の陸前高田市にとって必要なことは、県立高田病院を縮小することではなく、住民の医療への不安を解消することであり、一層の拡充を図ることです。 ついては、岩手県及び岩手県医療局においては、被災地の復興と地域住民の生命と健康を守ることを最優先に考え、県立高田病院の拡充を図られるよう、以下の事項について強く要望します。 記 １　県立高田病院の医師体制について充実を図ること。 ２　再建する県立高田病院は被災前と同等以上の規模とすること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 25 年３月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、復興大臣 **【件　　　名】国際リニアコライダーの東北への誘致を求める意見書** 　国際リニアコライダー（ＩＬＣ）は、全長約 30～50 キロメートルの地下トンネルに設置した線形加速器で、宇宙の起源の解明ばかりでなく、医療、生命科学、情報通信など産業面への応用でも先端的な研究・開発の進展に寄与するものであります。 　世界でただ１カ所建設することが合意されており、我が国においては、建設候補地として九州の脊振山地と東北の北上山地がその候補地になっており、研究者が地質調査の結果などを基に本年 7 月までに一本化する予定であります。その後、建設候補地を抱える各国政府間の協議に移る計画であり、研究者の間では日本立地への期待が高まっています。 　東日本大震災により、甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島の各県においては、復旧・復興に向けて懸命な取組みを続けていますが、この取組みは、東北さらには国の総力を結集する必要があり、ＩＬＣを核とした国際科学技術研究圏域は、復興の原動力として、東北の地に形成すべきと考えるものであります。 　よって、国においては、科学技術の進展における世界貢献を果たすため、国際リニアコライダー（ＩＬＣ）の国家プロジェクト化を決定し、東日本大震災からの復興支援の見地から、東北への誘致に積極的に取組まれるよう要望いたします。 　以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 25 年３月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣 **【件　　　名】環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）参加を行わないことを求める意見書** 安倍首相は、本年２月 23 日（日本時間）のオバマ米国大統領との会談で、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）への交渉参加に大きく踏み出した。 ＴＰＰに参加した場合、農林水産省の試算では、食糧自給率が供給熱量ベースで現在の 40%から 14%まで低下し、農業及び関連産業への影響は８兆円、就業機会の減少が 340 万人に及ぶとされ、わが国の食と農、くらし、国民生活と地域経済に大打撃を与えることが指摘されている。 このような影響を及ぼしかねないＴＰＰについて、全国農業協同組合連合会は、「わが国の食とくらし、命を守るため、各界各層と連携し、交渉参加阻止に向け、組織の総力を挙げて運動して行く」との立場を明らかにし、また、日本医師会は、ＴＰＰに参加することへの懸念として、「混合医療の全国的な解禁により所得によって受けられる医療が制限され、不採算部門の切捨て、地域からの撤退などにつながることを指摘し、ＴＰＰ参加大反対を方針とする」など、交渉参加に反対する動きが各界に広がっている。 また、政府が公表している交渉の分野状況においては、関税撤廃の扱いに関し、「除外」は原則として認めないこと、全品目の 90 から 95%については即時撤廃し、残る関税についても７年以内に段階的に撤回すべきと考える国が多数あることなどが示されており、ＴＰＰに参加すれば例外なく関税の全面的な撤廃が求められることが明らかであり、事前協議の段階で既に国民生活を脅かす要求が突きつけられている。 奥州市議会は、平成 22 年 12 月にＴＰＰ交渉への参加に反対する意見書を提出したが、改めて奥州市民の意思を代表する市議会として、安倍内閣に日本の食糧と農林水産業、医療や雇用、資源、土地など国民の財産を守りぬくために、環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）参加を行わないよう、強く要望するものである。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成25年３月議決分）

平成25年４月10日現在

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成25年３月21日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣 【件　　　名】消費税増税に反対する意見書 国民の多くは、収入が減り公的負担が増え続ける中で、暮らしの厳しさを実感し、将来不安を募らせています。 年金削減や医療費負担増など社会保障を切り下げ、現行５%の消費税を来年４月に８%に、翌年10月には10%に引き上げる消費税増税では、国民は二重の負担を強いられ、先行きの生活不安からお金が使えない状況です。 中小業者も大変です。消費税増税分を価格に転嫁できず、廃業を考える事業者が増えています。 もともと消費税は「収入が低い人ほど負担が重い」不公平な税制で、税率が上がれば上がるほど弱者の負担が増し、格差と貧困をさらに広げることになります。 東日本大震災によって未曾有の被害を受け、被災地の生活再建もなかなか進まず、消費が落ち込んでいる時の消費税増税は、ますます地域経済を冷え込ませます。 以上のことから、国においては、被災地を含めた国民の生活の実態を把握するとともに、徹底して財政の無駄を省き、国の基礎になる歳入、歳出のあり方や税金の応能負担についても時間をかけた議論をし、拙速に国民に消費税増税を行わないよう要望いたします。 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

<table>
<tr><th>市町村議会名</th><th>意見書の内容</th></tr>
<tr><td>奥　州　市</td><td>【議決年月日】平成 25 年３月 21 日
【提　出　先】岩手県知事
【件　　　名】放射能汚染の早急な対策を求める意見書

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した放射性物質による汚染問題は、市民生活の不安と農林畜産業をはじめとする地域産業へ大きな影響を与えています。
放射能汚染対策については、放射性物質汚染対策特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域に指定され、除染等の措置がなされているものの、十分な対策が取られているとはいえない状況であります。
市民が一日でも早く事故前の生活を取り戻すためには、さらなる総合的な対策を講じ、市民の安全・安心の確保と主要産業である農林畜産業の再生を図ることが必要不可欠であり、また、原発事故前まで実施されていた側溝や道路清掃により生じた汚染土の処理については２年間滞っており、衛生面でも土壌等の安全確認を行う仮置場が必要でありますが、住民合意には至っておりません。
自治体の規模や財政力、面積等の事情により対策に格差が生じ、いたずらに除染対策を長引かせることは、復興の妨げとなるため断じて避けなければならないと考えます。
よって、多くの市民が不安を抱えているという実態を直視し、迅速かつ積極的な対策に乗り出すよう、次の事項について特段の対策を講ずるよう要望します。

記
１　山菜類の出荷制限及び永年性牧草の流通・利用の自粛要請解除に向けた管理計画、解除プログラムは地域の特性や実情を考慮し早期解除のための方策を早急に示すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。</td></tr>
</table>

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 25 年３月 21 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、復興大臣 **【件　　　名】放射能汚染の早急な対策を求める意見書** 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した放射性物質による汚染問題は、市民生活の不安と農林畜産業をはじめとする地域産業へ大きな影響を与えています。 放射能汚染対策については、放射性物質汚染対策特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域に指定され、除染等の措置がなされているものの、十分な対策が取られているとはいえない状況であります。 市民が一日でも早く事故前の生活を取り戻すためには、さらなる総合的な対策を講じ、市民の安全・安心の確保と主要産業である農林畜産業の再生を図ることが必要不可欠であり、また、原発事故前まで実施されていた側溝や道路清掃により生じた汚染土の処理については２年間滞っており、衛生面でも土壌等の安全確認を行う仮置場が必要でありますが、住民合意には至っておりません。 自治体の規模や財政力、面積等の事情により対策に格差が生じ、いたずらに除染対策を長引かせることは、復興の妨げとなるため断じて避けなければならないと考えます。 よって、多くの市民が不安を抱えているという実態を直視し、迅速かつ積極的な対策に乗り出すよう、次の事項について特段の対策を講ずるよう要望します。 記 １　山菜類の出荷制限の解除については、地域の特性や実情に配慮すること。また、牧草として使用している畦畔草の取り扱いを明確に示すこと。 ２　現場保管できない道路側溝の除去土壌等の仮置場について設置場所の選定及び設置に関する住民合意形成のための具体的支援体制を構築すること。また、現場保管を行っている除去土壌等の最終処分までの方針及び工程を具体的に示すこと。 ３　原子力損害賠償制度に基づく損害賠償請求については、東京電力の支払いが遅滞していることから、請求者に対し国が一時立替え払いをするなど迅速な対応を行うこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
滝　沢　村	【議決年月日】平成 25 年３月 22 日 【提　出　先】内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、岩手県知事 **【件　　　名】安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書** 東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。 厚生労働省が２０１１年６月１７日に出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知（５局長通知）」では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交替制労働者等の勤務環境改善は、喫緊の課題」としています。安全・安心の医療・介護のためにも、看護師など夜勤・交替制労働者の増員と、労働環境の改善のために、法規制が必要です。 震災からの復興、地域医療再生のためにも、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民の負担を減らすことが求められています。 看護師・介護職員等の増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。 １、看護師など夜勤交替制労働者の労働時間の短縮、時間外労働の削減、長時間夜勤の規制、勤務から勤務までの間隔を、疲労回復が十分に可能な時間にあけることなど、実効ある施策を講じること。 ２、看護師・介護職員等などを、大幅に増やすこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
紫　波　町	【議決年月日】平成 25 年３月 25 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 **【件　　　名】医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止等を求める意見書** 地方自治体が単独で行っている医療費助成制度は、乳幼児、妊産婦、重度心身障害者（児）及びひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、利用者の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう全国の自治体で実施されている。 医療費助成制度の給付方法は、東北では本県のみ償還払い方式であり、全国でも８割を超える都道府県が現物給付方式を導入している。 このことは、利用者の医療機関窓口での支払いに伴う経済的負担や償還を受けるための申請手続の負担等から、安心して医療機関を受診できる十分な体制とは言えない状況である。 しかしながら、国においては地方単独医療費助成制度の現物給付化が医療費の増大をもたらす要因であるとし、それを抑制するため、現物給付方式を導入している自治体に対し、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置を講じている。 このことは、国が本来果たすべきセーフティネットを担う地方自治体の努力や独自性を阻害するものである。国民が求めるのは健康に対する安心であり、医療制度に対する安心・信頼にほかならない。健康に対する安心の確保が担保されて、その結果、医療費の抑制に結びつくと考えるべきである。 したがって、地方単独医療費助成制度による対象者の窓口負担の引き下げについては、医療保険制度全体の枠組みの中で解決すべき問題である。 よって、国において、下記事項について早期に実現するよう強く要請する。 記 １　現物給付方式に対する国民健康保険の国庫負担金減額措置を直ちに廃止すること。 ２　医療制度を将来にわたり持続可能なものとするための医療保険制度改革を早期に実現すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
紫　波　町	【議決年月日】平成 25 年３月 25 日 【提　出　先】岩手県知事 **【件　　　名】医療費助成制度の現物給付方式の導入等を求める意見書** 　地方自治体が単独で行っている医療費助成制度は、乳幼児、妊産婦、重度心身障害者（児）及びひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、利用者の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう全国の自治体で実施されている。 　医療費助成制度の給付方法は、東北では本県のみ償還払い方式であり、全国でも８割を超える都道府県が現物給付方式を導入している。 　このことは、利用者の医療機関窓口での支払いに伴う経済的負担や償還を受けるための申請手続の負担等から、安心して医療機関を受診できる十分な体制とは言えない状況である。 　しかしながら、国においては地方単独医療費助成制度の現物給付化が医療費の増大をもたらす要因であるとし、それを抑制するため、現物給付方式を導入している自治体に対し、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置を講じている。 　このことは、国が本来果たすべきセーフティネットを担う地方自治体の努力や独自性を阻害するものである。国民が求めるのは健康に対する安心であり、医療制度に対する安心・信頼にほかならない。健康に対する安心の確保が担保されて、その結果、医療費の抑制に結びつくと考えるべきであり、地方単独医療費助成制度による対象者の窓口負担の引き下げについては、医療保険制度全体の枠組みの中で解決すべき問題である。 　よって、県において、下記事項について早期に実現するよう強く要請する。 記 １　医療費助成制度の現物給付方式を導入すること。 ２　現物給付方式に対する国民健康保険の国庫負担金減額措置の廃止について、国に対して強く働きかけること。 ３　医療制度を将来にわたり持続可能なものとするための医療保険制度改革の早期実現について、国に対して強く働きかけること。 　以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
紫　波　町	【議決年月日】平成 25 年３月 25 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣 **【件　　　名】少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書** 35 人以下学級について、昨年義務教育標準法が改正され、小学校１年生の基礎定数化が図られたものの、今年度小学校２学年については加配措置にとどまっている。 日本はＯＥＣＤ諸国に比べて１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、１クラスの学級規模を引き下げる必要がある。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数のあり方に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人～30 人をあげている。このように、保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかである。 社会状況等の変化により、学校は一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要になっている。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加している。日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちの増加や障がいのある児童生徒の対応等が課題となっている。不登校、いじめ等生徒指導の課題も深刻化している。こうしたことから、学校規模縮減以外のさまざまな定数改善も必要である。 子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、教育予算のＧＤＰに占める教育費の割合は、ＯＥＣＤ加盟国中日本は最下位となっている。また、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられたことにより、自治体財政が圧迫されている。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就業の拡大につなげる必要がある。 よって、政府予算において、下記事項を実現するよう強く要請する。 記 １　少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、ＯＥＣＤ諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持と併せ国負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成25年３月議決分）

平成25年４月10日現在

市町村議会名	意見書の内容
紫　波　町	【議決年月日】平成25年３月25日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】「生活保護基準の引き下げはしないこと」を国に求める意見書 政府は、平成18年度に生活保護費の老齢加算を廃止し、毎月の生活保護費を約2割減額した。また、さらに生活保護基準切り下げにより、平成25年度から3年間で約7.3%の生活保護費を削減しようとしている。 生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国の責任において、生活に困窮する全ての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度である。したがって、国民の最低限度の生活が保障される機会や最低限度の生活水準の内容については、地域あるいは個人によって実質的な差が生じることがあってはならない。 生活保護基準は、最低賃金や年金、地方税の非課税基準、保育料の減免基準、就学援助の給付対象基準など、福祉・教育・税制等の多様な施策の適用基準にも連動している。 社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告で、現行の級地制度について、現在の一般世帯の生活扶助相当消費支出額の地域差が縮小する傾向が認められるとしている。今後、生活保護制度の果たす役割について、社会保障全体の枠組みの中で検討を進める必要がある。 昨今の経済情勢をみると安倍政権の経済政策に伴う急激な円安の副作用で、小麦・食用油などの食料品やトイレットペーパーなどの生活必需品にも値上げの影響が出始めてきている。 また、東北電力は本年7月からの家庭向け電気料金を平均11.41%引き上げるとしていることから、生活保護家庭に限らずすべての家庭で生活費の増加は必至である。 こうした状況下において今般の生活保護基準の引き下げは、生活保護受給者の暮らしを脅かすのみならず、福祉・教育・税制等広範囲にわたり国民生活全体に大きな影響が及ぶことが懸念される。 我が国の生存権保障水準を底支えする生活保護制度について、政府は責任をもって保障するべきである。 以上から、下記事項の措置について強く要請する。 記 １　生活保護基準の引き下げはしないこと。 ２　生活保護費の国庫負担を現行の75%から全額国庫負担とすること。 ３　現行の級地制度全般について見直しを検討すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
紫　波　町	【議決年月日】平成 25 年３月 25 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 **【件　　　名】ＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加の撤回を求める意見書** ３月 15 日、安倍首相がＴＰＰ交渉参加を正式に表明した。 しかし、ＴＰＰについては十分な情報開示がなされておらず、国民的議論も不十分なまま参加表明に踏み切ったのは、あまりに拙速である。 東北地方、とりわけ岩手県においては、農業及びこれに関連する産業に携わっている就業者が多く、就業機会の喪失等、ＴＰＰによって地域経済への影響はあまりに甚大かつ深刻になることが明白である。 ましてや農業のみならず、医療、共済をはじめ、多方面に深刻な影響が及ぶことになり、日本経済への打撃も懸念されるところである。 今、政府が取り組むべき課題の中で最優先に挙げられるべきは、東日本大震災からの復旧・復興であり、これを阻害するようなＴＰＰの交渉参加は到底容認できるものではない。 よって、次の事項を政府に求める。 記 ＴＰＰ交渉参加を直ちに撤回すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
矢　巾　町	【議決年月日】平成 25 年３月 21 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　　名】「生活保護基準の引き下げはしないこと」を国に求める意見書** 日頃より国民のくらしと福祉のために努力いただいていることに敬意を表します。 国は、2006 年度に老齢加算を廃止し、毎月の生活保護費を約２割減らしました。さらに現在、生活保護基準切り下げを含めた政府予算案を確定する作業を進めています。 生活保護制度は、生活に困って暮らせなくなった時のセーフティネットと言われております。生活保護基準の引き下げは、利用している人たちのくらしをより一層大変にし、最低賃金や年金、就学援助など様々な制度に影響します。 国民生活の最低保障水準の土台をなす生活保護制度は国が責任を持って保障すべきです。 以上の見地から、地方自治法第 99 条の規定により以下の意見を提出します。 １．生活保護基準の引き下げはしないこと ２．生活保護の国庫負担は、現行の７５％から全額負担にすること

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	【議決年月日】平成 25 年３月 19 日 【提　出　先】内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　　名】消費税増税に反対する意見書** 一昨年３月の東日本大震災の津波被害と原発事故による放射能被害から２年が経過した。 岩手県では、岩手県東日本大震災津波復興計画の復興基本計画～いのちを守り　海と大地と共に生きるふるさと岩手・三陸の創造～とし、「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」の三本の柱で、当面する課題から地域が復興する姿までの基本的な考え方や復興への歩み等を示している。このことに関し、県内 33 市町村が一丸となり、復興を迅速に進めるための制度設計などを国に強く求め、復興への歩みの環境づくりを行っているところである。 消費税の増税は、大きな痛手を受け、これから何とか立ち上がろうとしている被災地や被災者に対して、金銭的にも精神的にも大きな負担を課すものである。 政府がまず進めていかなければならないのは「税制の抜本改革」、「行財政改革」であって、世論調査の動向を見ても、来年４月から８%に、再来年 10 月から 10%の消費税増税法案が通ったにもかかわらず、国民の大半が反対の状況である。さらに、国民の経済状況が改善されていない中での増税は、国民生活と経済活動に大きなマイナスの影響を与えかねない。 よって、国においては、消費税の増税及び関連法案について、抜本的税制改正議論等も含めた十分な国民的議論を尽くし、経済環境なども十分に考慮し、さたには震災からの復興の進捗状況を十分に見極める必要があることから、下記事項の実現を強く求めるものである。 記 消費税の増税については、国内経済環境や震災からの復興状況を十分考慮するとともに抜本的税制改正議論等も含めた国民的議論を尽くす必要があることから、消費税の増税を行わないよう強く要望する。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
平　泉　町	【議決年月日】平成 25 年３月 14 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 【件　　　名】ＴＰＰ協定交渉への参加に反対する意見書 環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定は、我が国の農林水産業や地方経済への大規模な打撃のみにとどまらず、国民の命と健康の基盤である医療報酬制度等日本固有の制度・慣行・風土・歴史など様々なものに大きな影響を与えかねない。ＴＰＰ協定に参加しないことこそが国益にかなうものであり、国においてはＴＰＰ協定交渉参加の検討自体を直ちに中止するよう強く要望する。 理由 第 46 回衆議院議員総選挙において、ＴＰＰ協定への交渉参加の是非が大きな争点となっている。 政府は、ＴＰＰ協定への交渉参加について積極的に推し進めることを明言し、一部経済界や大手マスコミもそれに追随する声を上げているが、交渉参加に対する疑問の声も大きく、世論を二分する状況になっている。 我が国の今までの経済発展の大きな柱を担ってきたのが貿易収支の黒字であり、今後の日本の成熟した発展のためにも、ＦＴＡやＥＰＡなどのより多くの国々との自由貿易体制を維持拡大していく必要があるのは衆目の一致するところである。 しかしながら、ＴＰＰ協定は、現在明らかになっているだけでも、例外なき関税の撤廃を原則としているものであり、その交渉分野は 21 以上にも及び、衛生植物検疫、金融サービス、労働、政府調達、知的財産などの様々な分野での市場開放を求めるもので、単なる自由貿易協定の枠組みには収まらない性格のものである。 仮にＴＰＰ協定交渉に参加し、関税が撤廃された場合、国の試算では農林水産物の生産額は４兆 5,000 億円程度減少し、食料自給率は 40%から 13%程度に低下、雇用も 350 万人程度減少すると予想されている。 また、本県農林水産業への影響も、農林水産物生産額全体の６割に相当する 1,682 億円が減少し、米や豚肉等の主要品目は、ほとんどが輸入品に置き換わると見込まれているが、その一方、関税撤廃による我が国の貿易上の利益等については明らかになっているとは言い難い状況にある。 そもそもＴＰＰ協定については国民への情報開示が少なく、その全容が明らかになっている訳ではなく、拙速に交渉に参加すれば大きな国益を損なう可能性が否定できない。

市町村議会名	意見書の内容
平　泉　町	政府は、早期の交渉参加によって、我が国に有利なルール作りが可能になることを理由の一つに挙げているが、アメリカ主導によって 11 か国での枠組みが成立しており、今後、我が国に有利なルール作りの変更の可能性については困難であるとも言える。 　以上、農林水産業や地方経済への大規模な打撃のみにとどまらず、国民の命と健康の基盤である医療制度等日本固有の制度・慣行・風土・歴史など様々なものに大きな影響を与えかねないＴＰＰ協定には参加しないことこそが国益にかなうものと思われる。 　よって、国においては、ＴＰＰ協定交渉参加の検討自体を直ちに中止するよう強く要望する。 　以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 25 年３月 15 日 【提　出　先】内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 **【件　　　名】３０人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合の二分の一復元及び教育予算の拡充を求める意見書** 一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、２６人～３０人を挙げています。このように、保護者も３０人以下学級を望んでいることは明らかであります。 社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちの増加や障害のある児童生徒の対応等が課題となっています。不登校、いじめ等生徒指導の課題も深刻化しています。 子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。 以上、下記の事項の実現について、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。 記 １．ゆたかな教育環境を整備するため、少人数学級を推進し、学級規模を３０人以下学級とすること。 ２．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を二分の一に復元すること。 ３．学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、地方自治体における教育予算が充分確保できるよう、地方交付税を含め国の教育予算を拡充すること。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 25 年３月 15 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣 【件　　　名】消費税増税に反対する意見書 消費税の増税については、国内経済環境や震災からの復興状況を十分考慮するとともに抜本的税制改正議論等も含めた国民的議論を尽くす必要があることから、消費増税を行わないよう強く要望する。 〈理由〉 一昨年３月の東日本大震災の津波被害と原発事故による放射能被害から、２年が経過しようとしている。 今年はまさに本格的な復興の年として「いのちを守り、大地とともに生きるふるさと」を理念とし、被災地・野田村は復興公営住宅の建設をはじめ、「安全」の確保、「暮らし」の再建、「なりわい」の再生の３本の柱からなる復興計画を着実に進捗させる年となっている。その実現のため、県内３３市町村が一丸となり、復興を迅速に進めるための制度設計などを国に強く求め、復興への歩みの環境づくりを行ってきた。 政府がまず進めていかなければならないのは「税制の抜本改革」「行財政改革」であって、世論調査の動向を見ても、来年４月から８%に、再来年１０月から１０%の消費税増税法案が通ったにも関わらず、国民の大半が反対の状況である。 さらに、国民の経済状況が改善されていない中での増税は、国民生活と経済活動に大きなマイナスの影響を与えかねない。 また、大きな痛手を受け、これからなんとか立ち上がろうとしている被災地や被災者に対して、金銭的にも精神的にも大きな負担を課すものである。 よって国においては、消費税の増税及び関連法案について、抜本的税制改正議論等も含めた十分な国民的議論を尽くし、経済環境なども十分に考慮し、さらには震災からの復興の進捗状況を十分に見極める必要があることから、消費増税を行わないよう強く要望する。 上記のとおり地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 25 年３月 15 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣 **【件　　　名】「生活保護基準の引き下げはしないこと」を国に求める意見書** 日頃より国民のくらしと福祉のために努力いただいていることに敬意を表します。 国は、２００６年度に老齢加算を廃止し、毎月の生活保護費を約２割減らしました。その結果、「食事を１日２回にした」「知り合いの葬式にも出席できない」など、大変なくらしを強いられています。 国は、現在、生活保護基準切り下げを含めた政府予算案を確定する作業を進めています。 生活保護基準の引き下げは、利用している人たちのくらしをより一層大変にし、最低賃金や年金、就学援助など各種制度に影響します。 国民生活の最低保障水準の土台をなす生活保護制度は国が責任を持って保障すべきです。以上の見地から、地方自治法第 99 条の規定により以下の意見を提出します。 ○　生活保護基準の引き下げはしないこと ○　生活保護の国庫負担は、現行７５％から全額国庫負担とすること

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
九　戸　村	【議決年月日】平成 25 年３月 15 日 【提　出　先】内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　　名】環太平洋経済連携協定への交渉参加しないことを求める意見書** 安倍総理大臣は、近日、「環太平洋経済連携協定」への交渉参加を表明しようとしている。 農林水産業を基幹産業とする岩手県においては、長引く景気低迷により、地域の活力は減退の一途をたどり、さらに東日本大震災と福島原発事故の放射能問題により農林水産業は大きな打撃を受けている。 このような状況の中で、何らの対策がないまま、環太平洋経済連携協定が締結されれば、農林水産業のみならず、国民の食の安全安心の基準や医療、雇用、地方自治体の物品購入や公共事業において「地域経済の発展」を目的にした地域内調達など、地域を取り巻く様々な分野に影響が及ぶ可能性があり、国民生活と地域経済に大打撃を与えることが指摘されている。 このため、多くの国民や国会議員、地方議会と自治体首長も交渉参加反対を表明し、政府に対し慎重な対応を求めてきた。 そのような中、国民に対して充分な情報開示がなされず、国民合意もないままに、交渉参加を表明しようとしていることは極めて遺憾である。 今、政府が行うべきことは、足腰の強い持続可能な農林水産業を構築し、農山漁村を再生させることである。 よって、政府においては、国民生活を脅かす可能性の高い「環太平洋経済連携協定」への交渉には参加しないことを強く要望する。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
洋　野　町	【議決年月日】平成 25 年３月 15 日 【提　出　先】内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 **【件　　　名】30 人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合の二分の一復元及び教育予算の拡充を求める意見書** 一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人～30 人を挙げています。このように、保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかであります。 社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細やかな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちの増加や障害のある児童生徒の対応等が課題となっています。不登校、いじめ等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことから、学級規模縮減以外の様々な定数改善も必要です。 子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合は２分の１から３分の１に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。 よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望します。 記 １　ゆたかな教育環境を整備するため、少人数学級を推進し、学級規模を 30 人以下学級とすること。また、学級規模縮減以外の定数改善を行うこと。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を二分の一に復元すること。 ３　学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、地方自治体における教育予算が充分確保できるよう、地方交付税を含め国の教育予算を拡充すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

○　市町村議会で議決した意見書（平成 25 年３月議決分）

平成 25 年４月 10 日現在

市町村議会名	意見書の内容
一　戸　町	【議決年月日】平成 25 年３月 14 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣 **【件　　　名】生活保護基準の引き下げはしないことを国に求める意見書** 政府は、平成 18 年度に生活保護費の老齢加算を廃止し、毎月の生活保護費を約２割減額しました。また、さらに生活保護基準切り下げにより、平成 25 年度から３年間で８%の生活保護費を削減しようとしています。 最近の急激な円安の進行により、原油や小麦などの輸入品の価格が上昇し、小麦の政府売渡価格も値上げが決定しております。これに伴い小麦粉、小麦を原料とする食品、また、原油を原料とする日用品等にも値上げの動きが予測されます。 さらには、東北電力管内において、本年７月から家庭向けの電気料金を 11.41%引き上げ予定であるなど、生活保護家庭に限らず、支出が増加することが予想されます。 こうした状況下での生活保護基準の引き下げは、生活保護受給者の暮らしをより一層ひっ迫させることが懸念されます。 政府は、生活保護基準を引き下げる以前に、生活保護費の不正受給問題等を解決する必要があるとともに、国民生活の最低保障水準の土台となる生活保護制度について、責任を持って保障する必要があると考えます。 以上のことから、次の事項の実現について強く求めます。 記 １　生活保護費の不正受給対策を早急に確立すること。 ２　物価上昇が予測される中での生活保護基準の引き下げは実施しないこと。 ３　生活保護費の国庫負担は現行の 75%から全額国庫負担にすること。 ４　生活保護費の老齢加算を復活すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。